

前橋市水道局公有地利活用事業

番号	項目	質問	回答
1	募集要項 p4 II 8 (2) エ	要項では「災害時は、応急電源拠点として、地域住民が活用できる体制及び設備を整えることとします。」と記載されています。 ここでいう応急電源拠点とは、前橋市地域防災計画に位置づけられた拠点と理解して宜しいでしょうか。	この応急電源拠点とは、前橋市地域防災計画ではなく、今回の事業独自の位置付けです。
2	募集要項 p4 II 9 (7)	要項では「・・・工事に当たっては、関係法令を遵守するとともに、誘導員の配置等、必要な措置を講ずるものとしてください。」と記載されています。 これは例えば、道路使用許可手続で遵守すべき措置を講じ、施工配慮をすれば良いと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項 p5～6 III 3	要項では「令和4・5年度の物品・役務等業務競争入札参加資格の認定を受けており、かつ当該認定を受けた営業品目に「大分類：電力」が含まれていること。ただし、入札参加資格の認定を受けていない者に関しては、電力供給開始までに、入札参加資格申請を行い、認定を受けること。」と記載されています。 電力供給開始までに営業品目「大分類：電力」許可を得れば応募資格があると理解しましたが、共同事業者の場合では、いずれかの企業が、その期間内に許可承認を得れば良いと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	募集要項 p7 III 1 6	要項では「事業者（共同事業者である場合にあっては、設備の維持管理を担当する者）は、緊急時対応の必要性から、群馬県近郊（平日の日中に、対象施設までおおむね4時間以内で到着することが可能な場所）に実際の作業に従事する実務者の所属する本店（本社）、支店又は営業所等を有すること。」記載されています。 おおむね4時間以内とは、具体的にどのエリア、或いは、どの程度の距離感覚を持っているのかご教示ください。	群馬県近郊とは、災害時に公共交通機関がストップした場合の移動手段で、4時間以内の到着を想定しています。
5	募集要項 p8 VII 1 (4) イ	要項には「本事業と類似する(7)から(9)までの業務履行実績について、記載するとともに、契約書、協定書の写し、仕様書等の確認ができる資料を提出してください。 また、下記の業務履行実績における数量等の業務概要を記載してください。業務履行実績の提出はそれぞれ3つまでとします。」と記載されています。 共同事業者の場合は、いずれの企業実績でも良いと理解して宜しいでしょうか。また、契約実績については民間企業契約も含まれると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項 p11 VII 3 (6) ア (9) d	要項では「事業者が破綻した場合に設備を撤去する方策（第三者機関での撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）」と記載されています。 ここでの第三者機関とは、具体的にどのような機関を想定しているのかご教示ください。	原則は保証保険会社を想定しています。

番号	項目	質問	回答
7	様式第6号 別記 太陽光発電設備の仕様等	品目にある、5日射計、6気温計、8 データ計測装置等の項目について質問します。 例えば、日射計や気温計、データを記録するなど設置しない項目は「-」「該当なし」等に対応と理解すれば宜しいでしょうか。	様式第6号 (i) bに「※様式第6号別記を適宜修正し、使用すること。」と記載しています。あくまでも例示ですので、不要な項目は、削除し、対応してください。
8	募集要項 p2 II 5 (3)	要項には「貸借期間終了日又は契約解除日までに・・・」と記載されています。貸借期間終了日と契約解除日の違い、或いは、考え方をご教示ください。	貸借期間終了日とは、要項 p 2 II 5 (2)における貸借契約期間の終了する日を指します。また、契約解除日とは、要項 p 5 II 11(8)、(11)等に該当し、貸借期間中に契約を解除する日を指します。
9	募集要項 p2 II 6 (3)	要項に「本事業により電力を供給する施設（以下「供給施設」という。）は、別紙1「対象施設一覧」のうちから事業者が任意で選択するものとします。」と記載されています。 対象施設一覧に記載された施設が限定の供給先になるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	募集要項 p2 II 6 (9)	要項には「協定締結後、補助金を活用する場合は、申請等について、あらかじめ、水道局と協議し、承認を受けることとします。」と記載されています。協定締結後に、新たに申請承認を受けられれば補助金活用が可能になると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	募集要項 p3 II 7 (6)	要項には「太陽光発電設備及び蓄電池並びに関連する設備以外の設置は認めません。」と記載されています。 ここでいう蓄電池とは、後述（II 8 (2)）で説明される災害時電源を指していると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項 p4 II 10 (3)	要項には「本市における普及啓発に資する施設として、状況等の公表に努めてください。」と記載されています。 ここでの状況の公表とは、具体的にどの様な場面を想定しているのかご教示ください。	この事業は、「前橋市地球温暖化防止実行計画2021-2030」に掲げる目標を受け、PPA事業に取り組むものです。 前橋市としては、初の試みですので、当該事業の遂行段階において、先進事例として各関連部局や他市等から状況等の公表依頼があった場合は、情報の公表に努めるという主旨です。

番号	項目	質問	回答
13	募集要項 p4 II 10 (5)	要項には「事業者から事業遂行上必要となる資料の要求があった場合は、水道局が保有する資料を貸与します。」と記載されています。 ここでの事業遂行とは、提案のための資料要求、或いは、協定・契約締結後の資料要求のどちらの意味を指しているのかご教示ください。	協定・契約締結後を指しています。
14	募集要項 p15 VIII 2 (3)	要項には「提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉者として決定しないこととします。」と記載されています。 ここで言う最低基準点数とは、具体的にどのような計算で、且つ、どのような点数を基準としているのかご教示ください。	要項に示す審査項目で評価し、最低基準の点数及びその計算方法等は、非公開です。
15	募集要項 p15 IX1	要項では「優先交渉者と速やかに協定締結に向けた協議を行い、協議が整った場合は、事業実施に関する協定を締結します。」と記載されています。 ここでの協定締結は提案した事業に向けた各種協定と理解し、具体的な契約事項は、水道局交渉後に決定するという理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	募集要項 p16 X II 4	要項には「・・・本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、水道局がその写しを作成し、使用することができるものとします。」と記載されています。 ここでの審査やその報告のために必要とは、具体的に何を指すのかご教示ください。	市内部の審査等における使用のみを想定しており、関係者以外への公表は行いません。
17	募集要項 p3 II 6 (11)	要項では「水道局又は事業者は、急激な経済状況又は社会情勢の変化その他真にやむを得ない理由があると認めるときは、電力供給契約の見直しについて、協議できるものとします。」と記載されています。 ここでの契約見直しとは、当該地域を管轄する小売電気事業者の電力料金が改定された場合等や料金の値下げが可能となった場合など料金単価見直しについて協議ができると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	募集要項 p2 II 5 (2) 及び II 6 (1), (2)	要項では事業用地貸付で「賃貸借契約の期間は、10年以上20年以下で事業者の任意の期間とします。」とし、電力供給契約(PPAに係る契約)で「(1)電力の供給は、協定の締結日から1年を超えない範囲内で開始するものとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。(2)電力供給契約の期間は、賃貸借契約期間内で、事業者の任意の期間とします。」と記載されています。 ①このやむを得ない事情とは、調査結果により系統連系許認可等で電力供給契約自体が遅延を余儀なくされる場合でしょうか。 ②その場合、賃貸借契約期間の延長協議が可能と理解して宜しいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②清里前原受水場の更新計画等を鑑みて、賃貸借契約期間終了後の契約の更新について、協議をすることは可能です。

番号	項目	質問	回答
19	別紙2 リスク分担表	<p>項 目：共通</p> <p>リスクの種類：環境の保全</p> <p>リスク 内容：設計・施工・維持管理等における環境の保全</p> <p>負 担 者：事業者</p> <p>以上が分担表に示された内容です。</p> <p>環境の保全負担者が事業者ですが、具体的にどのような環境保全を行うのかご教示ください。</p>	<p>ここでいう環境とは、周辺住民の生活環境を想定しています。したがって、環境の保全とは、設計・施工・維持管理を行うに当たり、周辺住民の生活環境に影響を与えないという主旨です。</p>
20	別紙2 リスク分担表	<p>項 目：保障関連</p> <p>リスクの種類：性能</p> <p>リスク 内容：要求仕様不適合（施工不良を含む。）</p> <p>負 担 者：事業者</p> <p>以上が分担表に示された内容です。</p> <p>公募案件で要求仕様は無いため、ここでの要求仕様不適合とは、提案した設備での性能などとした理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ここでいう要求仕様とは、要項 p 3 11 8 で示す仕様に基づく事業者の提案内容をいいます。したがって、要求仕様不適合とは、事業者が提案した機器等の性能に対し、実際に設置された機器等の性能が適合しない場合となります。</p>
21	別紙2 リスク分担表	<p>項 目：保障関連</p> <p>リスクの種類：性能</p> <p>リスク内容：仕様不適合による施設・設備への損害、市有施設運営・業務への障害</p> <p>負 担 者：事業者</p> <p>以上が分担表に示された内容です。</p> <p>公募案件で要求される仕様は条件となるため、ここでの仕様不適合とは、提案した設備の性能と考えて宜しいでしょうか。それで運営に支障等が発生した場合などの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>質問前段については、質問20の回答と同じです。</p> <p>質問後段については、お見込みのとおりです。</p>